

大きく変わる令和2年の 年末調整の概要

春畑税理士事務所
所長:春畑匠美

令和2年度の年末調整は、平成30年度税制改正の影響をうけて大きく変わります。そこで今回は、どのような改正があったのかを5つの項目でお話していきます。

1. 基礎控除の上限の引き上げと 所得金額による調整

基礎控除額が以下のとおり変更されます。

- 合計所得金額が2,400万円以下の場合は10万円の引き上げ
- 合計所得金額が2,400万円を超える場合は段階的に減額
- 合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用なし

合計所得金額	基礎控除額		増減額
	改正後	改正前	
2,400万円以下	48万円	38万円	10万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円		△6万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円		△22万円
2,500万円超	適用なし		△38万円

基礎控除の判定にあたり、昨年までは配偶者(特別)控除を受ける方のみ申告が必要だった「給与以外の収入」について、ほぼすべての納税者について必要になります。

2. 給与所得控除の見直し

基礎控除の上限の引き上げに対応する形で、給与所得控除額は一律10万円引き下げられます。また、給与所得控除の上限が適用される給与年収が、1,000万円から850万円に引き下げられます。

このため、給与年収が850万円超の方は下記の「**所得金額調整控除**」の適用を受ける方を除いて、実質的に増税となります。(給与年収850万円以下の方は今回の改正に伴う税額への影響はありません。)

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額 × 40% -10万円	収入金額 × 40%
180万円超 360万円以下	収入金額 × 30% +8万円	収入金額 × 30% +18万円
360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% +44万円	収入金額 × 20% +54万円
660万円超 850万円以下	収入金額 × 10% +110万円	収入金額 × 10% +120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		

3. 子ども・特別障害者等を有する者等の 所得金額調整控除(新設)

給与所得控除の見直しに伴い給与年収850万円超の場合は実質的に増税となりますが、この年収帯の多くが子育て世帯と見られる事に配慮し、一定の要件に該当する場合には給与所得控除額を増額調整する「**所得金額調整控除**」が新設されました。

給与等の収入金額が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合に適用になります。

- (イ) 給与所得者本人が特別障害者
- (ロ) 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- (ハ) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

(注) この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。

4. 各種控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し

基礎控除の上限の引き上げに対応し、各種控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件が、現行のものから一律10万円ずつ引き上げられます。

合計所得金額要件	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族	48万円	38万円
源泉控除対象配偶者	95万円	85万円
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円

5. 「ひとり親控除」の新設・寡婦(寡夫)控除の見直し

現行の寡婦(寡夫)控除は、死別、離婚、生死不明の状態が要件となっており、未婚の場合は適用対象外となっていました。全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「ひとり親控除」が新設されました。なお、適用者については男女の性別を問いません。

①対象者

その年の12月31日の現況で婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない人で、下記の要件すべてに該当する人。

- (イ) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。
- (ロ) 生計を一にする子がいること。この場合の子は、総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一

生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

- (ハ) 本人の合計所得金額が500万円以下であること。

②控除額 35万円

また、「ひとり親控除」の創設に伴い、寡婦(寡夫)控除については下記のとおり見直しが行われます。

1. 寡夫控除の廃止(「ひとり親控除」に吸収)
 2. 寡婦控除については、「ひとり親控除」の適用要件に該当せず、かつ次のいずれかに該当する女性に対して適用
 - (イ) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない人
 - (ロ) 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人
 - (ハ) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人
- なお、寡婦控除額は従前のとおり27万円となります。

(まとめ)

今回の改定により年末調整の書式も大幅に改定され、「給与所得者の基礎控除申告書」と「所得金額調整控除申告書」が新たに加わることとなりました。これら2種類の新しい申告書については、従前の「給与所得者の配偶者控除等申告書」と一体化し、「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」という新書式となっています。記載内容も複雑になっており、年末調整の対象者へ周知するため、早めの対応が必要となります。

●執筆:春畑税理士事務所 (監査部 監査二課 課長 熊本 恵)

▽所長 春畑匠美、平成元年九州北部税理士会登録/TKC全国会・医業会計システム研究会・社会福祉法人研究会・公益法人研究会所属/
MMPG・日本医業経営コンサルタント協会会員/関連会社:TACコンサルタンツ株式会社・福岡給与計算センター有限公司

▽医療福祉経営における「税務会計労務」の分野についてトータルで支援する総合事務所 〒811-1311 福岡市南区横手1丁目13-2 TEL 092-585-6865 FAX 092-585-6805